

発信日：令和 3 年 8 月 19 日
公益財団法人 日本訪問看護財団

【第13報】 新型コロナウイルス感染症に関連する訪問看護・自宅療養者への訪問について

全国的に新型コロナウイルス感染症の第5波が猛烈な勢いをみせています。自宅療養者が急増し、時に訪問看護の利用者が感染することも増え、医療資源として、訪問看護の需要が増えています。新型コロナウイルス感染症に関連する訪問看護の新しい情報についてご紹介します。

1. 新型コロナウイルス感染症の自宅・宿泊療養者への訪問看護について

令和 3 年 8 月 4 日に厚生労働省保険局医療課より事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その 52)」^{「5. 参考資料・サイト」7)}および令和 3 年 8 月 11 日に「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その 53)」^{「5. 参考資料・サイト」8)}が、さらに厚生労働省老健局高齢者支援課他より介護保険最新情報 vol.1002 事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第 26 報)」^{「5. 参考資料・サイト」9)}が出され、新型コロナウイルス感染症者への訪問看護の扱いについて示されました。

(通知等のまとめ)

- ◇ 新型コロナウイルス感染症の患者について、自宅・宿泊療養を行っている方に対して、令和 3 年 8 月 4 日以降、主治医の指示に基づく医療保険の訪問看護を実施した場合に、長時間(精神科)訪問看護加算(5,200 円)を、訪問看護を提供した時間に問わず 1 日に1回算定できることになりました。
- ◇ 新型コロナウイルス感染症により自宅・宿泊療養を行っている方(要介護認定者等も含む)に対して、特別訪問看護指示書の交付が可能と明示されました。

(「5. 参考資料・サイト」7)より一部抜粋)

問1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第44条の3第2項の規定に基づき、宿泊施設又は当該者の居宅若しくはこれに相当する場所から外出しないことを求められている者（以下「自宅・宿泊療養を行っている者」という。）に対して、主治医の指示に基づき、訪問看護ステーション又は保険医療機関が緊急に訪問看護を実施した場合において、長時間訪問看護加算（5,200円）又は長時間訪問看護・指導加算（520点）の算定について、どのように考えればよいか。

(答) 訪問看護ステーションにおいては長時間訪問看護加算（5,200円）を、保険医療機関においては長時間訪問看護・指導加算（520点）を、当該患者に対して主として訪問看護を行った訪問看護ステーション又は保険医療機関において、訪問看護を行った時間を問わず1日につき1回算定できる。なお、この取扱いは、本事務連絡（新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その52））の発出日以降適用される。

問2 問1について、主治医の指示に基づいて作成した訪問看護計画に定めた訪問看護を実施した場合においても、長時間訪問看護加算又は長時間訪問看護・指導加算を算定することが可能か。

(答) 可能。

(「5. 参考資料・サイト」8)より一部抜粋)

問1 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その52）」（令和3年8月4日厚生労働省保険局医療課事務連絡）の問1及び問2について、長時間精神科訪問看護加算（5,200円）又は長時間精神科訪問看護・指導加算（520点）の算定についても同様の取扱いとなるか。

(答) そのとおり。

(医療保険・介護保険)
特別訪問看護指示書の交付

(「5. 参考資料・サイト」8)より一部抜粋:(その53)の間2)

医療保険

問2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第44条の3第2項の規定に基づき、宿泊施設又は当該者の居宅若しくはこれに相当する場所から外出しないことを求められている者に対して、特別訪問看護指示書を交付することが可能か。

(答) 可能

(「5. 参考資料・サイト」7)より一部抜粋)

介護保険

問 要介護高齢者等が、新型コロナウイルス陽性となり、自宅療養を行う場合、医師が一時的に頻回の訪問看護を行う必要があると認め、特別訪問看護指示書を交付することは可能か。

(答) 可能である。

なお、当該訪問看護指示書については、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その53)」(令和3年8月11日保険局医療課事務連絡)を参照いただきたい。

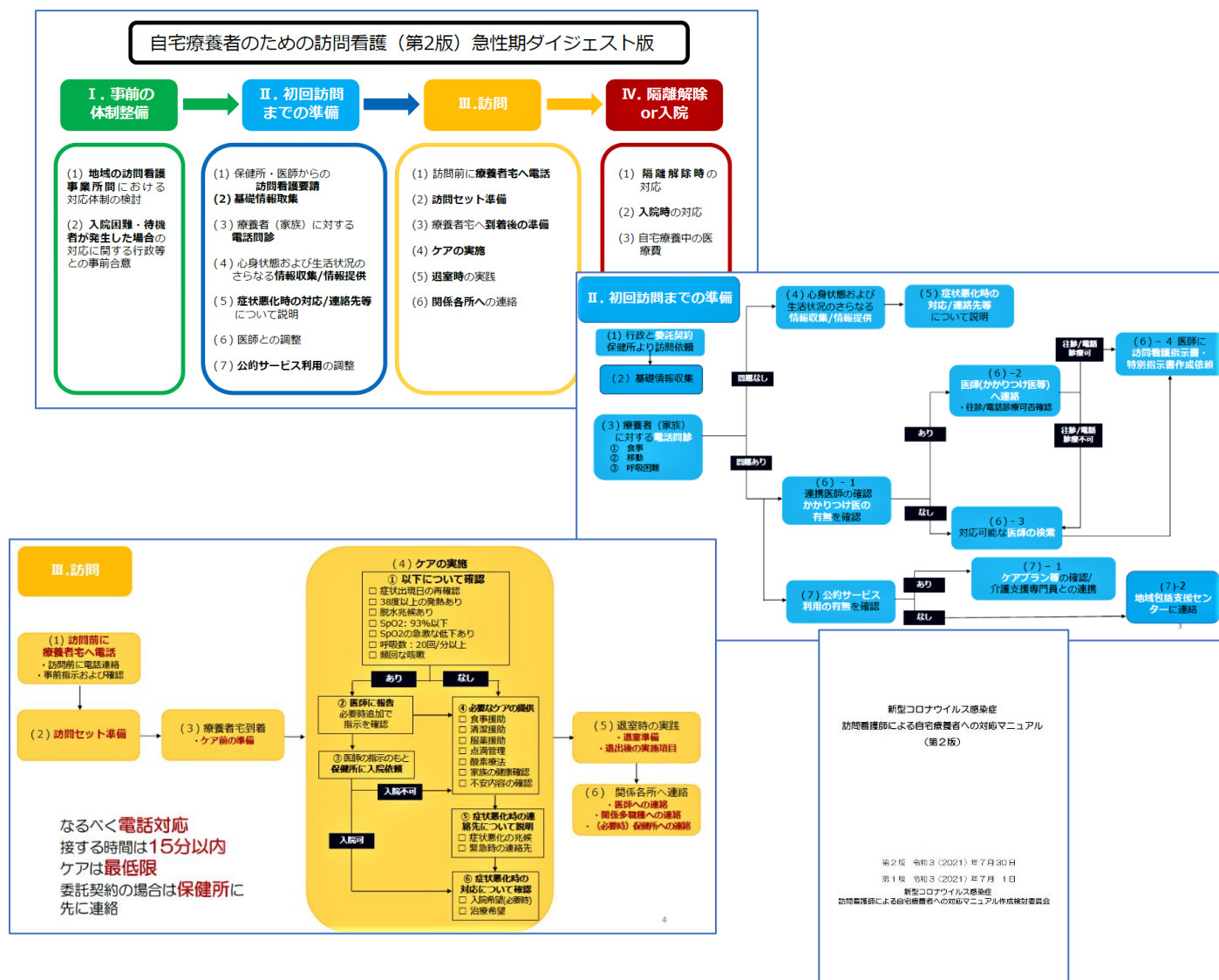
また、介護サービスを利用する要介護高齢者等が自宅療養となった場合において介護サービスを提供したときに、通常の介護サービスの提供では想定されないかかり増し費用が発生した場合は、「令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業」の活用について、事業所の所在する都道府県(一部の地域では指定都市又は中核市)へお問い合わせいただきたい。

2. 委託による自宅療養者の経過観察

自宅療養者が急増していることを受け、「新型コロナウイルス感染症：訪問看護師による自宅療養者への対応マニュアル作成検討委員会」により、「新型コロナウイルス感染症：訪問看護師による自宅療養者への対応マニュアル(第2版)」が作成されました。このマニュアルは、自治体(保健所等)との委託契約により、自宅療養者に対し訪問看護師が健康管理を行うためのマニュアルです(主治医の指示による訪問看護を含む)。委託契約を結ぶ場合、または委託契約を結ぶことを検討している場合に参考にしてください。また、それぞれの自治体や関連医療機関との連携が大切ですので、各自治体の取り決め等も確認してください。

「新型コロナウイルス感染症訪問看護師による自宅療養者への対応マニュアル(第2版)」

<https://www.jvnf.or.jp/blog/info/corona-manual>



「5. 参考資料・サイト」10)より一部抜粋※随時更新

3. 新型コロナウイルス感染症に対する臨時的対応のまとめ(令和3年8月19日現在)

訪問看護に関する新型コロナウイルス感染症の臨時的対応を以下にまとめました。感染拡大が続く中、訪問看護継続のために引き続きご確認ください。

(参考)新型コロナウイルス感染症患者への訪問看護の対応

感染者の場合： 保健所の判断で、入院、宿泊療養、自宅療養が決まる
※委託契約により訪問看護師が健康観察を行うことがある

感染者	医療保険の訪問看護	介護保険の訪問看護
宿泊療養となった利用者	・継続的訪問看護が必要との主治医の指示書に基づき訪問看護を行って訪問看護療養費が算定可 ・緊急訪問看護加算の算定可	・継続的訪問看護が必要との主治医の指示書に基づき訪問看護を行って訪問看護費の算定可
自宅療養となった利用者	※保健所等による「自宅療養中の患者へのフォローアップ体制」あり ※公費負担医療	※保健所等による「自宅療養中の患者へのフォローアップ体制」あり

頻回の訪問看護が必要な場合は、特別訪問看護指示書による医療保険対応可

(参考)新型コロナ禍における訪問看護関連の臨時的対応(報酬等)

	医療保険の訪問看護	介護保険の訪問看護
臨時的取り扱い		・一時的対応としての人員基準欠員の柔軟な対応 ・各種会議の開催・参加等の柔軟な対応等
報酬算定関連	①感染症(疑い含む)利用者へ、主治医から感染予防の必要性について指示を受けた場合：月1回の特別管理加算(2,500円)を別途算定可 ②利用者からの要望等で、主治医の指示を受け、電話等で病状確認や指導を行った場合：訪問看護管理療養費(3,000円)が算定可、ただし、月1回以上訪問看護を提供していること ③訪問看護感染症対策実施加算(9月末迄) ④新型コロナウイルス感染症の利用者の訪問看護：1日につき1回長時間訪問看護加算(5,200円)を算定可 ⑤自宅・宿泊療養感染者者に特別訪問看護指示書交付可	①20分未満の訪問看護の算定要件を緩和し、訪問看護計画に位置付けられた内容のうち必要な最低限の看護の提供で算定できる ②利用者から訪問を控えるように要請がある場合、主治医への報告と指示を確認の上、電話等による病状確認を行って週1回に限り20分未満の訪問看護費(313単位又は(介護予防:302単位))を算定可、ただし月1回以上訪問看護を提供していること ③基本報酬に0.1%上乘せ(9月末迄) ④要介護高齢者等の自宅療養感染者者に特別訪問看護指示書交付可 ⑤介護サービス提供に係るかかり増し費用が発生した場合は「令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業」の活用→指定権者に問い合わせ

4. 日本訪問看護財団「感染防護具支援プロジェクト」をご活用ください！

本財団では、引き続き「感染防護具支援プロジェクト」として、新型コロナウイルス感染症療養者（疑いの方も含む）に関わる事業所に、感染防護具を無料配布しています。具体的には、療養者のケアに関わる訪問看護ステーションや訪問介護事業所等の在宅ケアチームを想定した1週間分の感染防護具セットを用意し、お申込みいただいた事業所に配布しています。感染の蔓延を防止するために有効にご利用ください。なお、本事業は、日本財団様・メットライフ生命保険様からのご支援によるものです。「5. 参考資料・サイト」6)

【配布対象】訪問看護ステーション、訪問介護事業所、居宅介護支援事業所

看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護

【配布物品】

○内容：N95 マスク・フェイスシールド・サージカルマスク・使い捨て手袋・使い捨てガウン
ヘアキャップ・使い捨てスリッパ・手指消毒剤等の個人防護具(PPE)

○量：在宅ケアチームが感染症予防として1週間使用することを想定

【応募方法】当財団 HP に掲載

【応募期間】現在受付中 ※なくなり次第終了します



日本訪問看護財団「感染防護具支援プロジェクト」

**在庫残り
2,315箱**
(申込は随時随時)

感染防護具を無料配布

日本訪問看護財団は、感染防護具を無料配布しています。
感染の蔓延を防止するために、在宅ケアチームで有効にお使いいただくことを願っています。
(本事業は、日本財団様・メットライフ生命保険様からのご寄付です)

■お申込み対象は次の事業所です

☐ 訪問看護ステーション ☐ 訪問介護事業所 ☐ 居宅介護支援事業所
☐ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 ☐ 小規模多機能型居宅介護事業所

■次のような状態の療養者やそのご家族がいる場合はお申込みいただけます

新型コロナウイルス感染者（疑いを含む）

☐ 新型コロナウイルス感染者（自宅療養中・宿泊療養中）
☐ 感染したため入院治療後、退院患者
☐ 濃厚接触者（自宅に経過観察中）

新型コロナウイルス感染の疑いの為使用したい

☐ 発熱、味覚障害など感染を疑わせる症状がある
☐ 吸引や人工呼吸器を使用し、エアロゾル感染が考えられる
☐ 感染拡大地域から家族または介護者が戻ってきて感染が疑われる
☐ その他

上記のいずれかに該当する場合、支援の対象になりますので、すぐにお申込みください。
お申込みは Web ページで受け付けています。



★本事業にご寄付をいただいた団体様より、申込者には次の条件が求められています。ご注意ください。

- 増量目的でないこと
- 事前事後アンケートへの協力（療養者の性別・保険料負担割合などの設問を含む）
- 療養者や関係者の個人情報及び関係団体に関する情報の漏洩を防止すること



日本訪問看護財団「感染防護具支援プロジェクト」

■感染防護具等支援物資（図表参照）

在宅ケアチームに送付する物資のイメージ（1週間分セット）



訪問看護従事者



ホームヘルパー



医師



予備

内容	数量
N95 マスク	5
フェイスシールド	18
サージカルマスク	50
使い捨て手袋	100
使い捨てガウン	18
ヘアキャップ	18
使い捨てスリッパ	5
手指消毒剤	1
マスクンテープ	1
シッパ付き多機能袋/ゴミ袋	各 50









<お問合せ先>

事務局 公益財団法人日本訪問看護財団 感染防護具支援プロジェクト担当
東京都渋谷区神宮前 5-8-2 日本看護協会ビル 5 階
電話番号：03-5778-7006（9：00～16：00 土日祝日を除く）
shien2020@jvnf.or.jp https://www.jvnf.or.jp/covid-19_project2020.html
協力 COVID-19 在宅医療・介護現場支援プロジェクト <https://covid19hc.info/>

5. 参考資料・サイト

- 1) 厚生労働省サイト「新型コロナウイルス感染症について」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000165_708_00001.html
- 2) 厚生労働省サイト「介護事業所等における新型コロナウイルス感染症への対応等について」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00089.html
- 3) 厚生労働省サイト「新型コロナウイルスに関する Q&A(医療機関・検査機関の方向け)」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00004.html#Q5
- 4) 厚生労働省サイト「啓発資料・リーフレット・動画(ご自由にダウンロードしてご活用下さい)」
https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/qa-jichitai-iryookikan-fukushishisetsu.html#h2_4
- 6) 日本訪問看護財団サイト「感染防護具支援プロジェクト」
https://www.jvnf.or.jp/covid-19_project2020.html
- 7) 厚生労働省保険局医療課事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その 52)」令和 3 年 8 月 4 日
<https://www.jvnf.or.jp/newinfo/2021/210804iryo-tsuchi.pdf>
- 8) 厚生労働省保険局医療課事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その 53)」令和 3 年 8 月 11 日
<https://www.jvnf.or.jp/newinfo/2021/210811iryo-tsuchi.pdf>
- 9) 厚生労働省老健局高齢者支援課他介護保険最新情報 Vol.1002「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第 26 報)」令和 3 年 8 月 11 日
<https://www.jvnf.or.jp/newinfo/2021/vol.1002.pdf>
- 10) 新型コロナウイルス感染症 訪問看護師による自宅療養者への対応マニュアル作成検討委員会「新型コロナウイルス感染症:訪問看護師による自宅療養者への対応マニュアル(第 2 版)」令和 3 年 7 月 30 日
<https://www.jvnf.or.jp/blog/info/corona-manual>
- 11) 厚生労働省「新型コロナウイルス感染症 19-COVID 診療の手引き第 5.2 版 2021」
<https://www.mhlw.go.jp/content/000815065.pdf>

日本訪問看護財団ホームページ <https://www.jvnf.or.jp/>

日本訪問看護財団「新型コロナウイルス感染症対策のお知らせ」

<https://www.jvnf.or.jp/blog/info/korona>

